

## 4 修繕工事

## 4 修繕工事

### 4.1 修繕工事

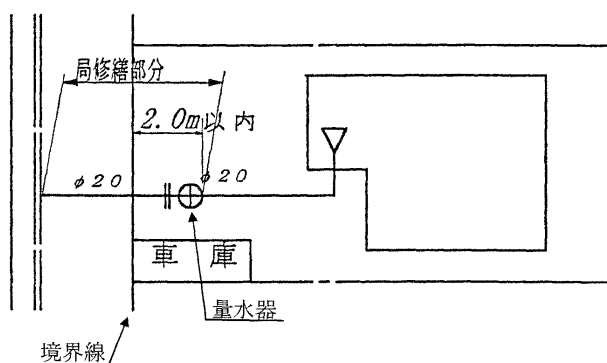
#### 1 修繕工事の範囲

給水装置及びその付属用具の部分的な破損あるいは異状の原因を取り除き、その機能を修復するのに必要な工事とする。

#### 2 修繕工事の施工区分

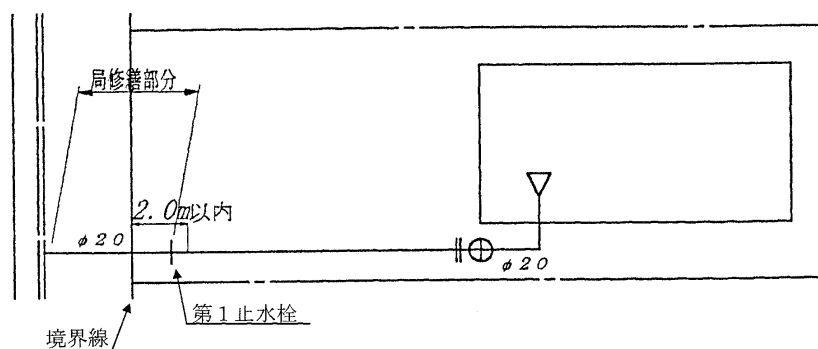
1) 局長が施工し、その費用を負担する修繕工事は、次のとおりとする。

- ① 道路部分で発生する修繕工事（道路部分に第1止水栓が設置されている場合を含む）
- ② 道路と宅地の境界線から量水器の下流側接続部までの漏水修繕工事

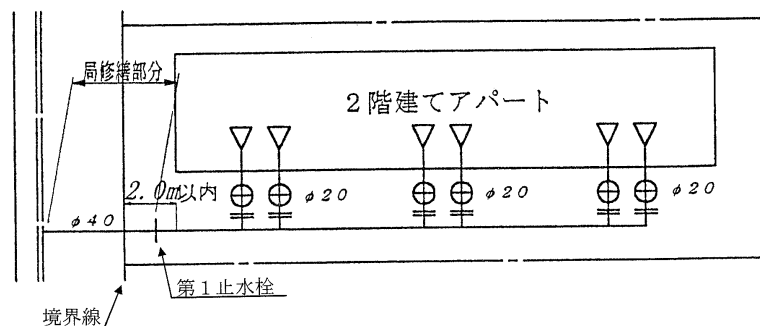


ただし、次の場合は、第1止水栓までとする。

ア) 量水器が道路と宅地の境界線から 2.0m を超えて設置される場合



イ) 連合給水装置（量水器が複数設置）の場合



- ③ 量水器が道路と宅地の境界線から 2.0m 以内に設置されている場合の給水装置の漏水修繕工事に伴う乙止水栓等の撤去、ボール式伸縮止水栓の設置及び量水器筐の取替工事。  
ただし、給水管口径が 40 mm以下で、漏水掘削穴に乙止水栓等が設置されているものに限る。
  - ④ 量水器の接続パッキン修繕
- 2) 前項の修繕工事において、漏水、異状等の原因が明らかな場合は、その原因者がこれに係る費用を負担するものとする。
- 3 一般事項
- 1) 修繕工事の施工にあたっては、給水装置工事の施工に準じること。
  - 2) 破損箇所からの漏水が路面に流出する場合は、修繕工事に着手するまでの間、排水を適切に行うとともに、冬季間はムシロ、砂、塩化カルシウム等で凍結防止の措置を講じるものとする。
  - 3) 修繕工事に際し、当該給水装置の通水を一時停止する時は、事前にその旨を使用者に通知しなければならない。
  - 4) 給水管の土被りは、修繕により所定の深さ（既設管が所定深さを超えている場合は同程度）を変更してはならない。
  - 5) 修繕工事完了後、通水試験により修繕状況を確認しなければならない。
  - 6) 修繕工事完了後、工事箇所の清掃を行い、交通その他に支障のないよう処置するとともに、必要に応じて当該給水装置使用者の確認を受けるものとする。